

12. 02. 2022

@神戸市会 大都市行財政制度に関する特別委員会

大都市制度改革の現状と展望

～指定都市・特別自治市（特別市）・ 都区制度等の比較～

東京都立大学 法学部 教授

大杉 寛

プロフィール 大杉 寛 おおすぎ さとる

東京都立大学法学部教授、博士（学術）

専門：行政学、都市行政論

- 総務省地域づくり人材の養成に関する調査研究会座長
- 総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会座長
- 自治大学校講師
- 世田谷区参与・せたがや自治政策研究所所長
- 朝来市自治基本条例審議会会長
- その他、国・自治体等の委員多数

大都市制度関係としては、

- 元横浜市大都市自治研究会（第1次～第3次）委員
- 元東京都東京自治制度懇談会委員
- 元特別区制度調査会委員、特別区制度懇談会委員 など

著書：

『コミュニティ自治の未来図』ぎょうせい、

『これからの地方自治の教科書 改訂版』共著、第一法規

雑誌『ガバナンス』連載中

その他多数

なぜ「多様な大都市制度」か？

主な改革構想	特別区設置と「都」構想	「特別自治市」構想（通称「特別市」）	「指定都市権限拡充」構想
主な特徴	広域自治体と大都市地域の合体 ⇒法制化・未実施	広域自治体から大都市の分離 ⇒未実現	現行制度を前提とした権限拡充 ⇒漸進
既存の類似制度	都区（特別区）制度（東京都）	かつての地方自治法上の特別市制度など	（地方自治法改正で一定程度実現）
提唱例	大阪（府・市）など	指定都市市長会、横浜市など指定都市	指定都市
都市内分権と区	特別（自治）区の設置（直接公選の長・議会）	公選の区長なし、区議会も想定せず	（地方自治法改正で総合区制度創設）

自治制度と大都市制度の類型

	《基本型》 (普通地方公共団体)	《特別型》 (特別地方公共団体)
《一般》	<ul style="list-style-type: none"> ●道府県-市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都制 (1943~1947年) ●特別市 (地方自治法) ●特別区 (地方自治法) ○特別自治市 (特別市) 構想
《特例》	<ul style="list-style-type: none"> ●六大 (五大) 都市行政監督特例 ●指定都市 (／総合区) ●中核市 ●特例市 (廃止、施行時特例市) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別区 (大都市特別区設置法) ○「都」構想

■ 大都市制度の歴史的展開

- 大都市制度の分岐：戦前の六大都市のうち、東京のみ「都制」へ移行、五大市はそのまま戦後へ
- 地方自治法の二つの大都市制度：東京は「都制」を経て、地方自治法に基づく都・特別区制度へ
 - 東京は「都制」を経て、「都」・「特別区制度」へ
 - 五大市を想定した「特別市」制度創設、実現しないまま「指定都市」制度へ移行（1956年）

■ 大都市制度①指定都市制度

- 念願の「特別市」制度創設にも関わらず実現に至らず。代替として創設
- 近年まで指定都市制度は、制度発足の経緯や、その後の指定都市の数の増加と多様化にも関わらず、ほとんど変わらず
- しかしながら、大都市と府県との間では対立・対抗関係が持続
- 地方分権改革のプロセスでは、地方側の足並みを揃えるために、大都市制度改革はいわば“封印”された

指定都市の膨張～20市体制へ

- 五大市

京都・大阪・名古屋・横浜・神戸（1956）

- 高度成長期～バブル期

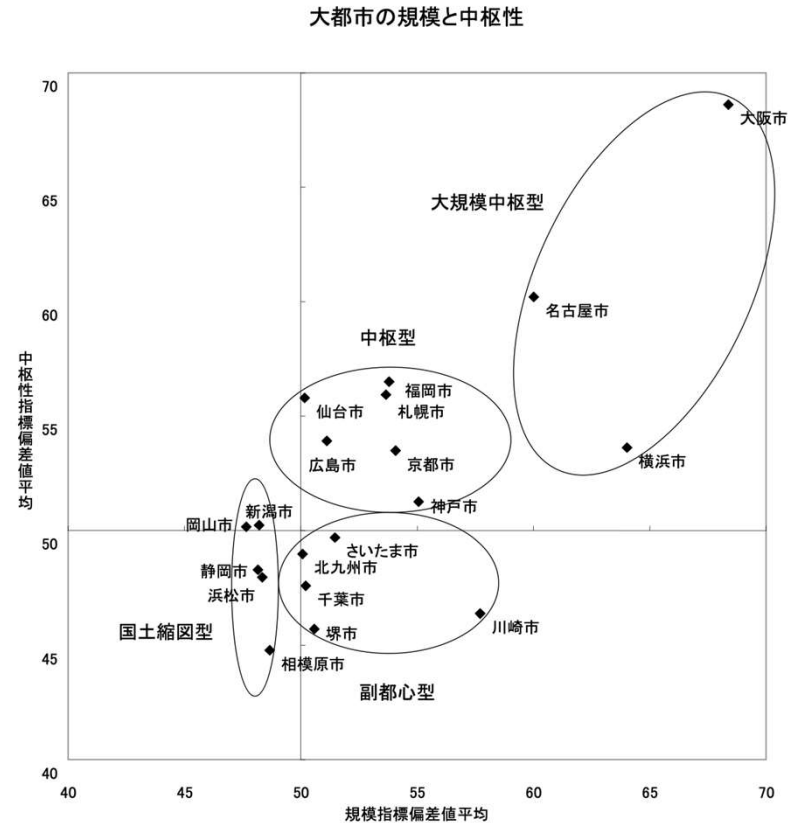
北九州（1963）、札幌・川崎・福岡（1972）、
広島（1980）、仙台（1989）、千葉
（1992）

- 平成の合併期（合併特例の活用）

さいたま（2003）、静岡（2005）、堺
（2006）、新潟・浜松（2007）、岡山
（2009）、相模原（2010）、熊本（2012）

指定都市の多様化①

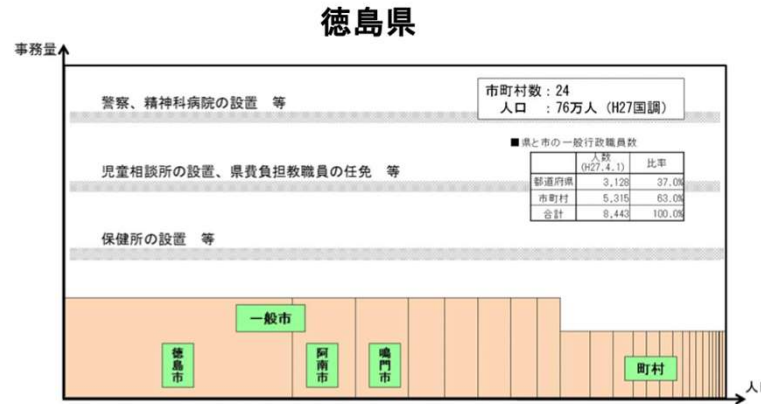
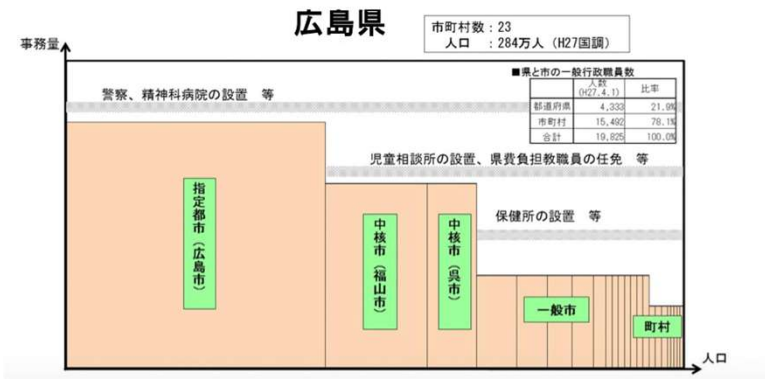
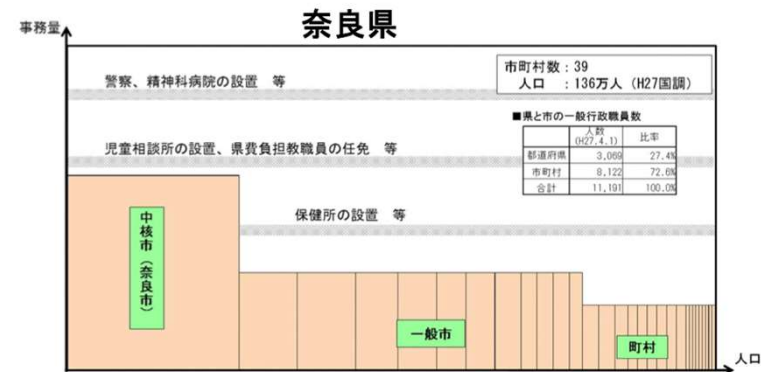
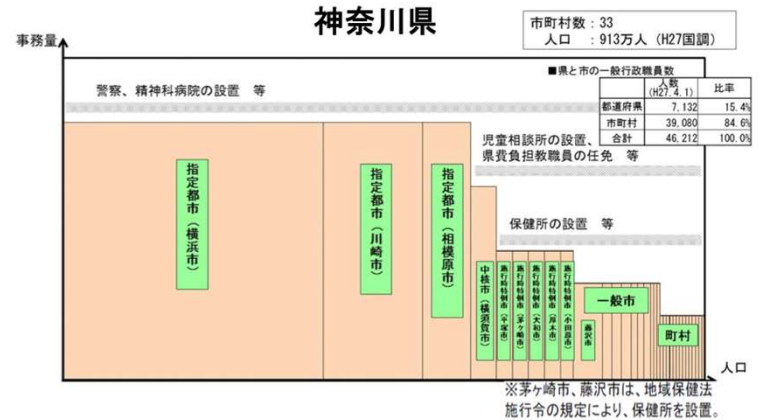
- 指定都市の多様化⇨大都市の特性に適した制度選択が必要



(出典) 『“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての懇話会報告書』2009年3月、8頁

指定都市の多様化②

- 指定都市・府県関係の多様化⇒広域的視点の重要性



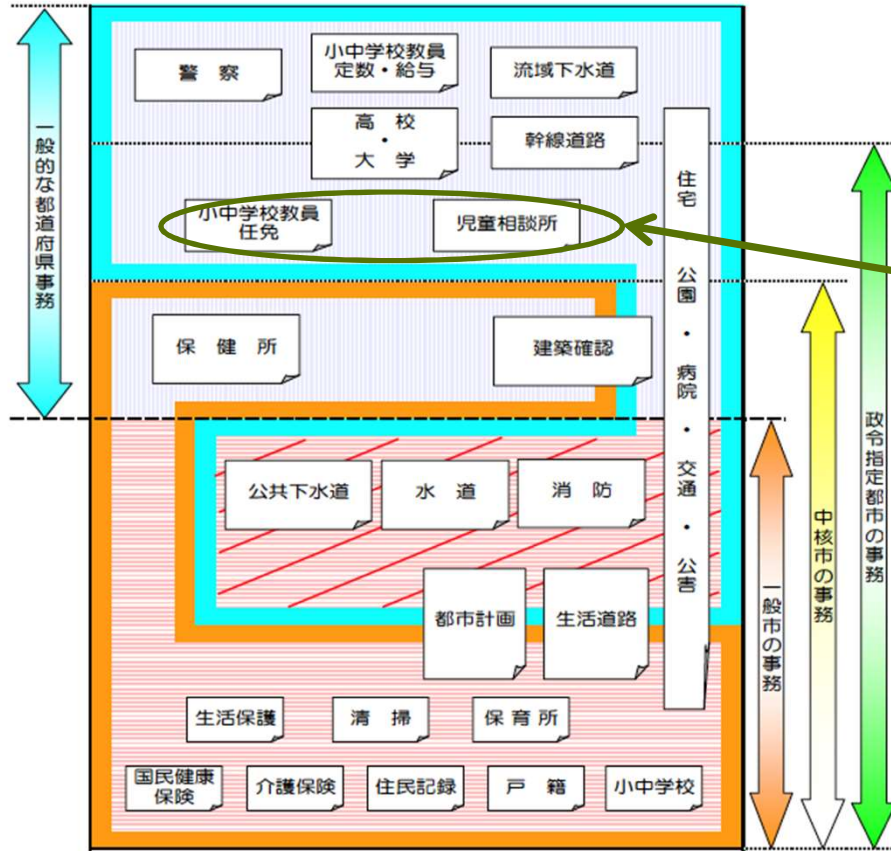
(出典) 横浜市『横浜特別自治市大綱』令和3年3月改訂

■ 大都市制度②都・特別区制度

- 「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体」 （地方自治法第2条⑤）
- 「都の区は、これを特別区という。」 （同第281条）
- 「都は、特別区の存する区域において、…市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。」 （同第281条の2）

都区間の事務権限配分問題

●地方自治体の事務の範囲（主な役割主体・例示）



都区のあり方検討委員
会で444事務を検討



都区間で区移管の
方向で検討を合意



2016年児童福祉法改正で
特別区が児相設置可に

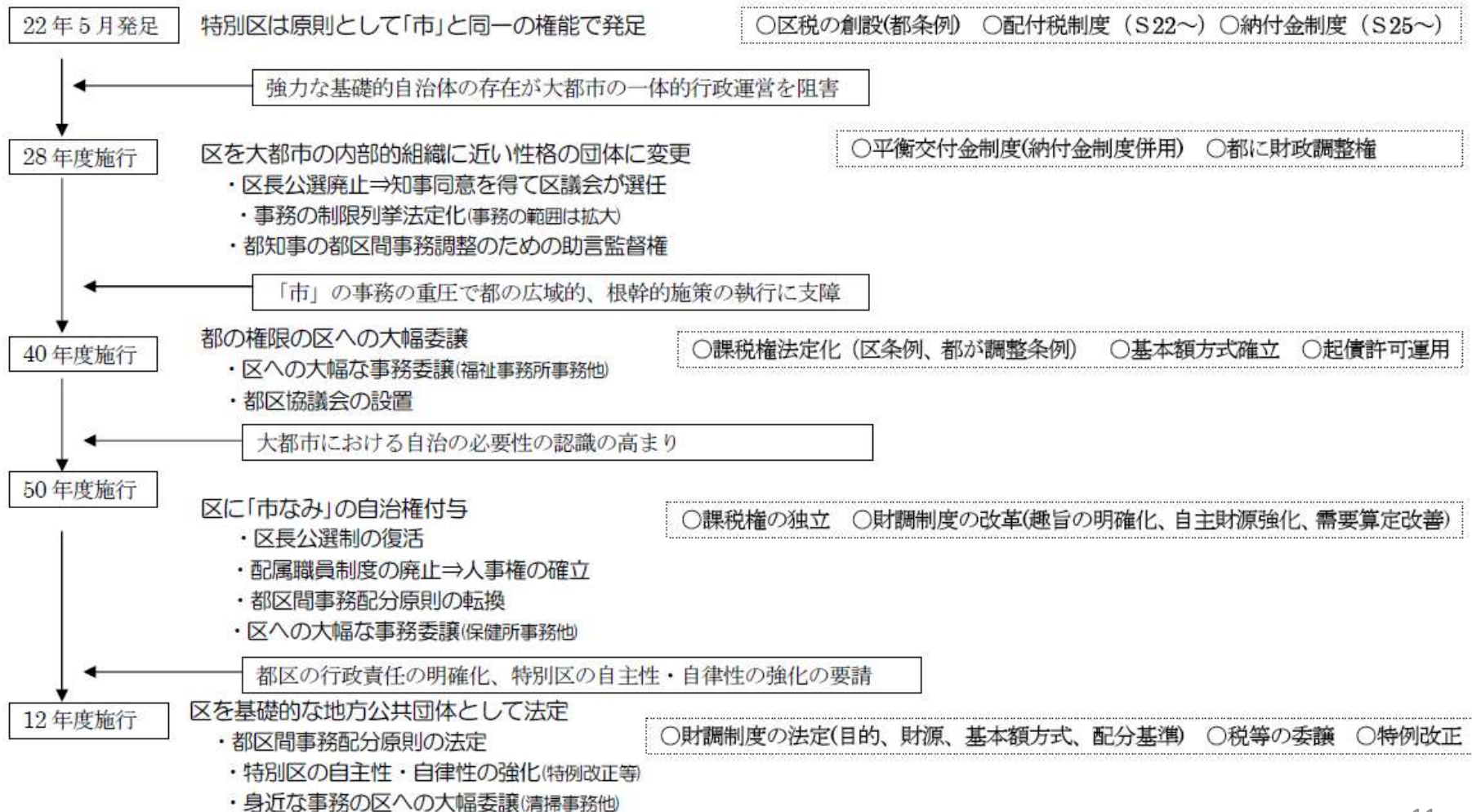
- 2020年4月 世田谷区、江戸川区
- 2020年7月 荒川区
- 2021年4月 港区
- 2022年4月 中野区
- 2022年7月 板橋区

- 概ね特別区の仕事の範囲
- 概ね東京都の仕事の範囲
- 通常市が行っている事務のうち、大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務
- 一般的な都道府県事務
- 一般市の事務

(出典) 特別区長会資料による

都区制度改革の系譜

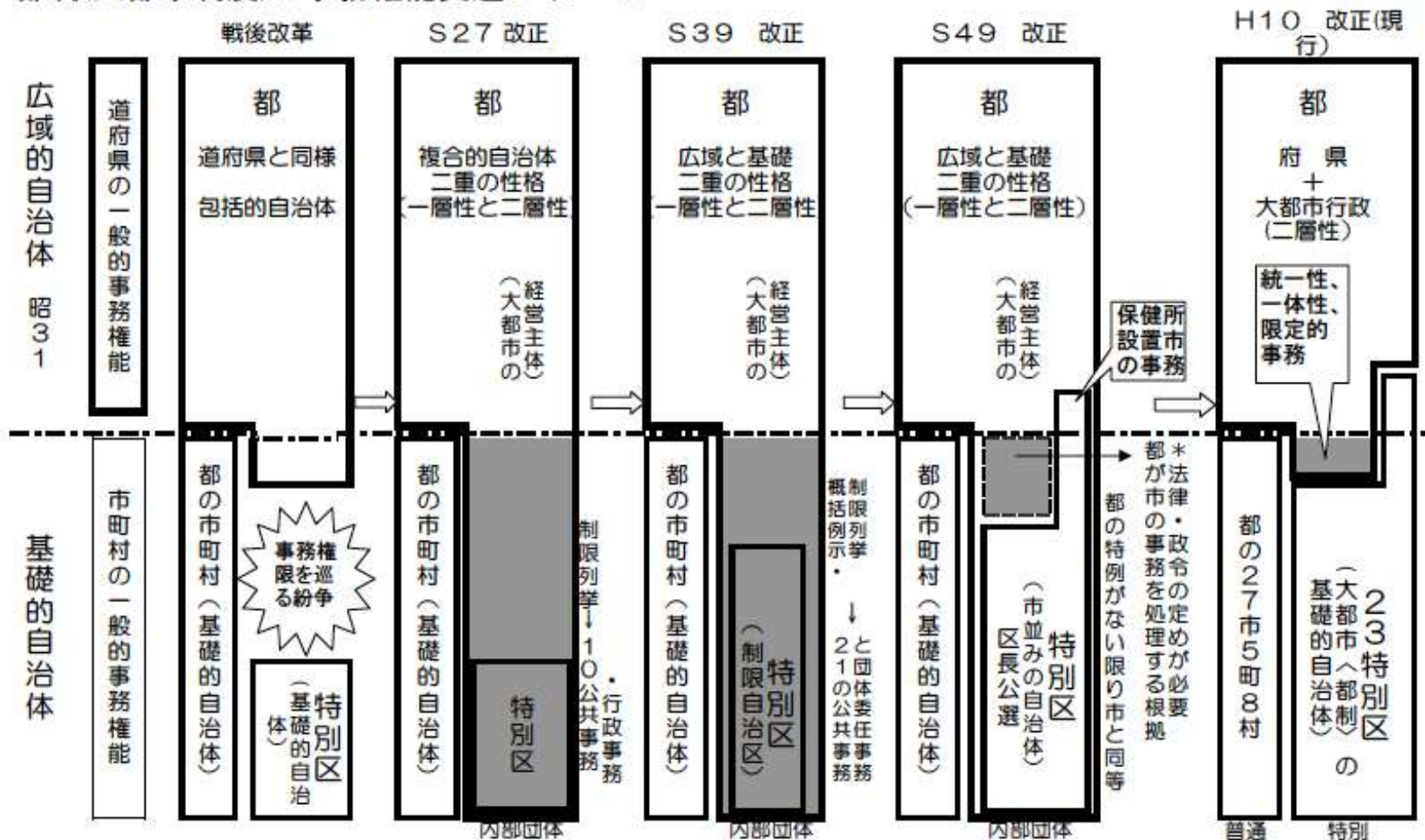
都区制度の変遷は、大都市の一体性の確保の要請との調和を考慮した自治拡大の歴史



(注) 特別区制度調査会資料による

都区間の事務権限関係の変遷

都制(大都市制度)の事務権能変遷のイメージ

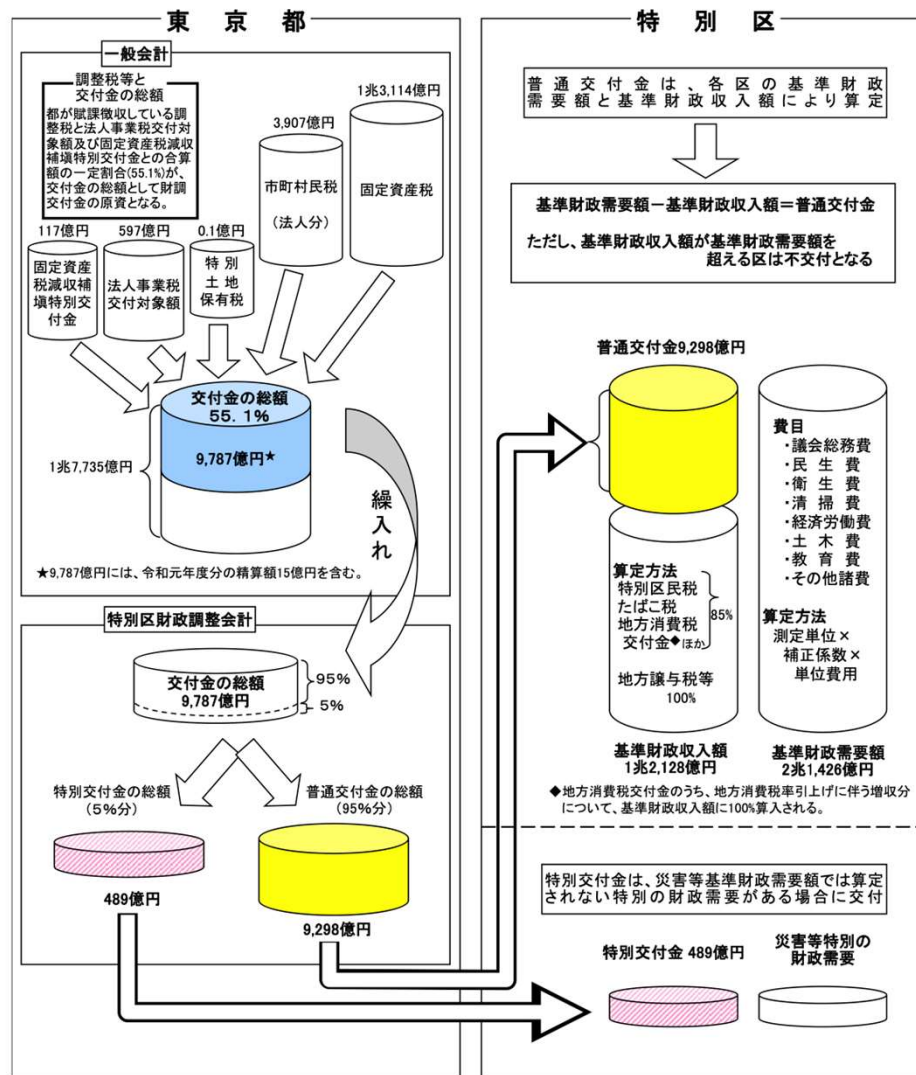


(出典) (財)特別区協議会 調査研究部『特別区制度戦後沿革史料』2頁

都区財政調整の仕組みと意義

● 都区制度の「根幹」かつ「真髄」としての都区財政調整制度

- 都区間で利害対立を生じる素であり、求心力を生み出す源泉でもある
- 特別区の自主・自立性を阻む制約要因の可能性 (cf.千代田市構想、世田谷区“独立”構想)
- 実質的な“財政調整”は都区間のみならず、都・市町村部 (多摩・島嶼) 間でも (参考：都市町村総合交付金：令和3年度585億円)

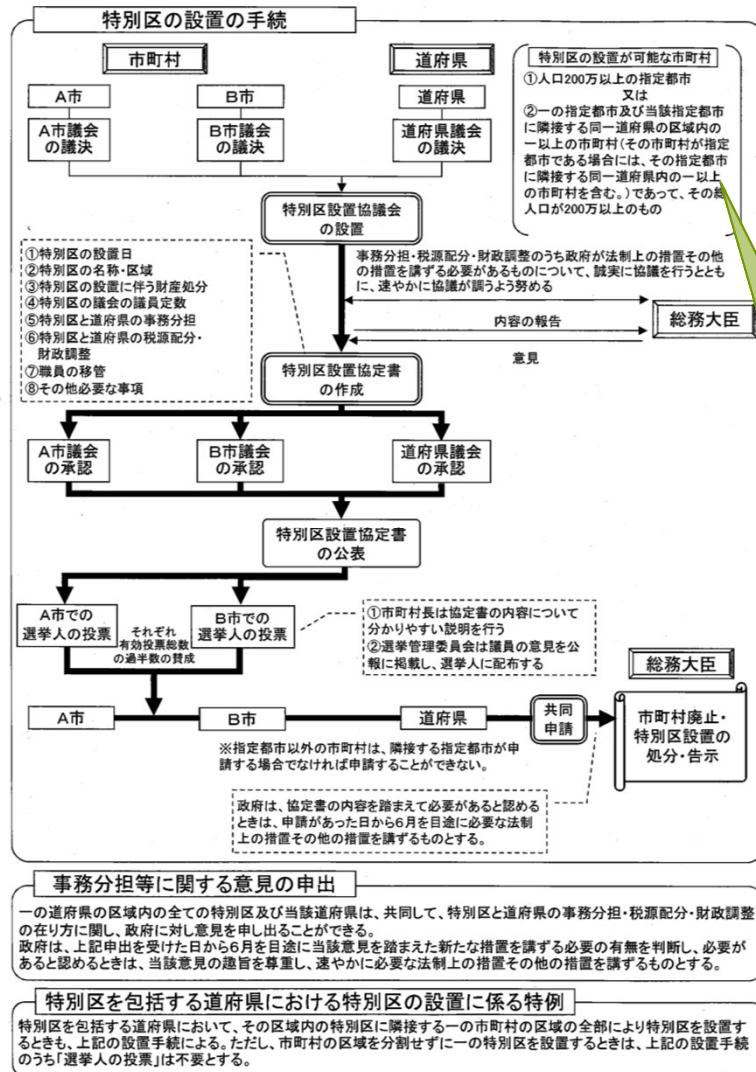


※ 図中の数値は、令和3年度フレームに基づく数値である。
 ※ 区別算定の結果、各区の普通交付金の合計額が普通交付金の総額を超える場合は、総額に見合うよう各区の基準財政需要額を割捨す。

(出典) 特別区長会資料による

「都」構想と大都市特別区設置法

大都市地域における特別区の設置に関する法律 概要



該当する地域は、

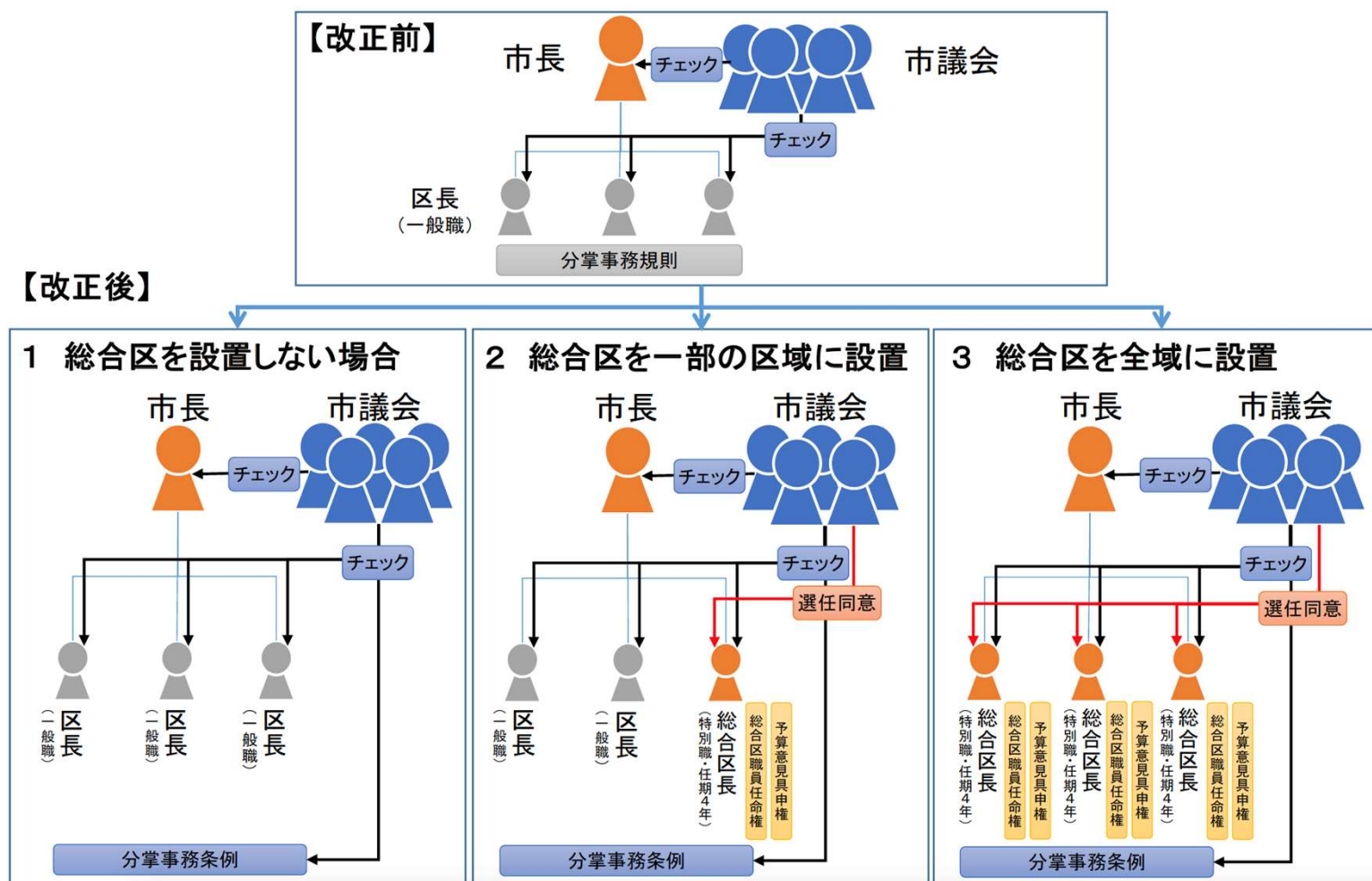
- ・札幌
- ・さいたま
- ・千葉
- ・横浜、川崎
- ・名古屋
- ・京都
- ・大阪、堺
- ・神戸

- 2度にわたる大阪市特別区設置住民投票の結果により、現時点では本法による特別区設置はなし、「都構想」は未実現
- 制度選択の決定に関わるステークホルダーの問題（⇔旧特別視制度廃止の経緯）

(出典) 総務省資料による

■ 総合区制度

- 2014年地方自治法改正で導入（2016年施行）



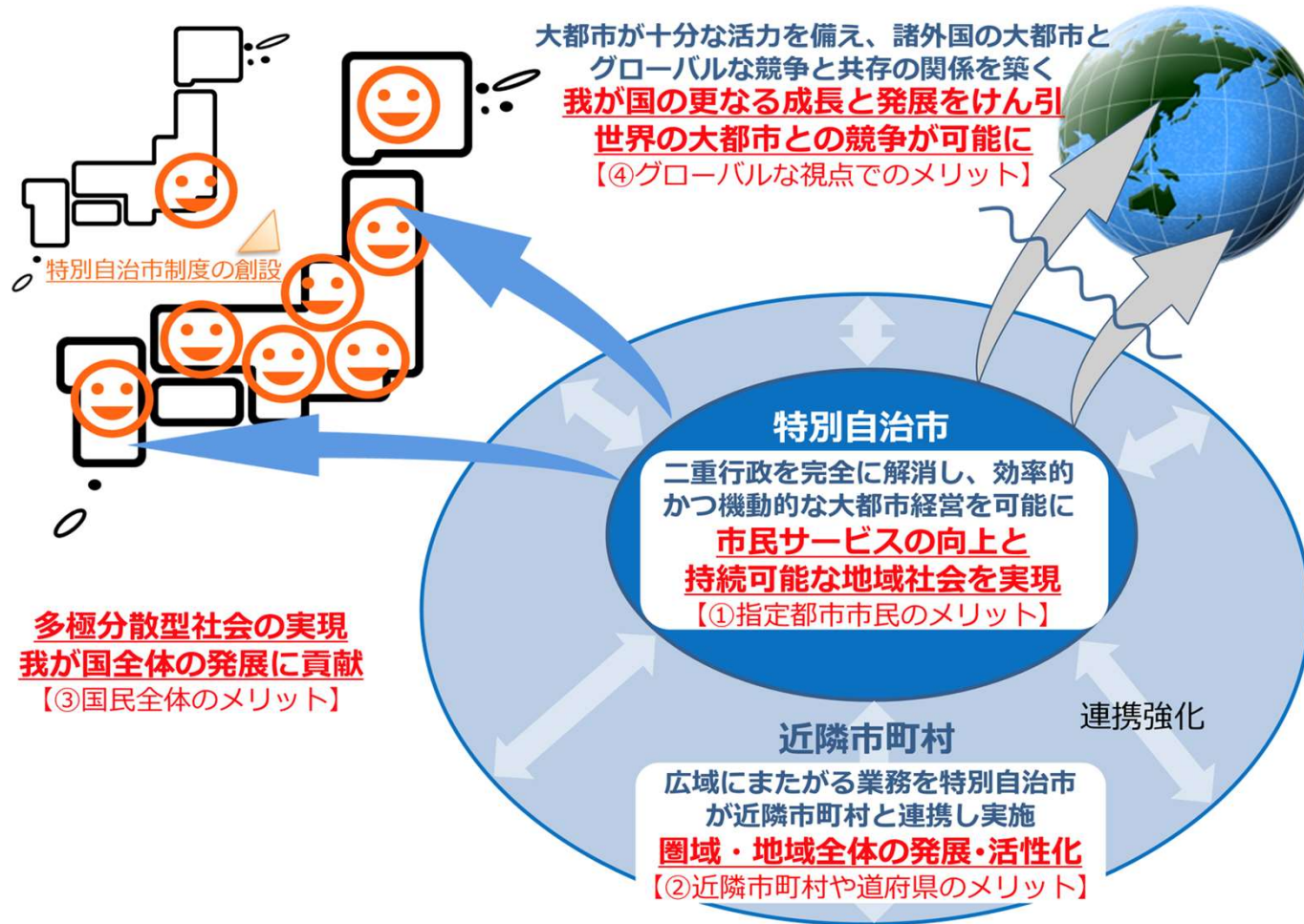
(出典) 総務省資料による

(参考) 総合区と区の比較

	総合区	区	(参考)東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり

(出典) 総務省資料による

特別（自治）市の構想

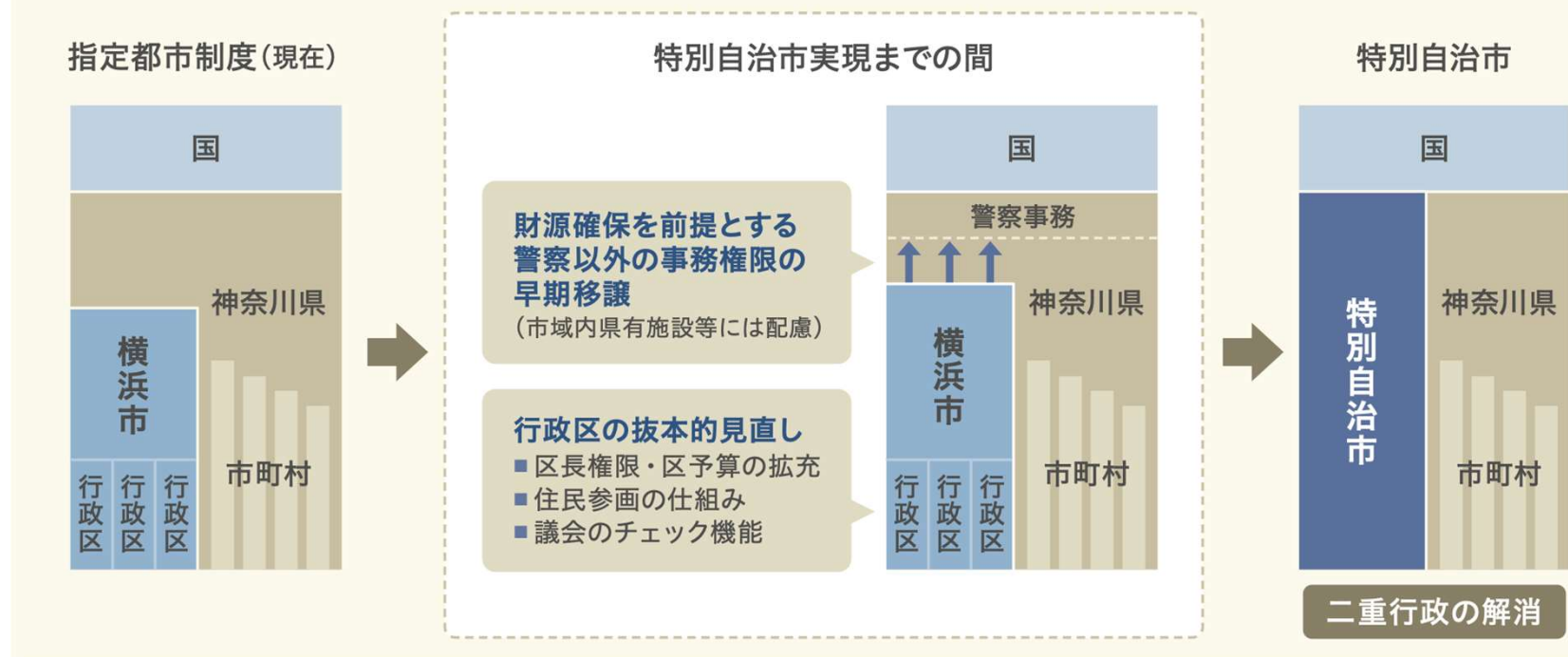


(出典) 指定都市市長会ホームページによる

横浜市での特別自治市の検討

第30次地方制度調査会答申（2013年）で提示された「特別市（仮称）」に対する3つの課題への対応：①住民代表機能のある区の必要性、②警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、③全ての道府県税・市町村税を付加徴収することによる周辺自治体への影響

〈横浜市が目指す大都市の姿〉



(出典) 横浜市政策局大都市制度推進本部室制度企画課『横浜特別自治市 横浜にふさわしい都市のかたち』2021年11月(第2版)

都市内分権：「議会分権」が鍵

- 都市内分権として、行政権限の分散（本庁から区役所への事務移管）に加え、議会分権による市民自治の拡充が重要
- 特別区制度、総合区制度などの仕組みだけでなく、議会分権による地域民主主義の担保は重要な論点
- 地方自治法上の区地域協議会や地域自治区のほか、任意の協議型住民自治組織等の併用も

(参考) 横浜市：議会基本条例の制定と区づくり推進横浜市議員会議 (平成26年4月1日施行)

(区行政との関わり)

第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される区づくり推進横浜市議員会議を設置する。

2 区づくり推進横浜市議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。

3 常任委員会及び特別委員会は、議案等の審査又はその部門に属する事務に関する調査において必要があると認めるときは、関係する区長の出席を求めることができるものとする。

4 議会は、必要があると認めるときは、区行政について具体的かつ個別的に検討する場を設置するものとする。

(参考) 区づくり推進横浜市議員会議運営要領

制定 平成6年5月25日
最近改正 平成25年8月9日

1 目的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進横浜市議員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 招集

会議は、市会議長が招集する。

3 構成

会議は、当該区選出の市議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業（区内において局が行う事業及び区配事業を含む）に関して必要に応じ協議する。

(参考) トロント市：
合併前の旧市単位に
コミュニティ・カウ
ンシルを設置（議会委
員会と同等の位置づけ）

⇒市議会がコミュニティ・カウ
ンシルに対して一部の最終決定権限
を委任：他のコミュニティ・カウ
ンシルに影響を与える事項や、市
支配人が市全体に関わると考える
事項を除いて、市条例の適用除外、
規制条例、許可申請、各種ボード
メンバーへの市民指名その他に関
して一部の事務の最終決定権をコ
ミュニティ・カウンシルに委任。

(注) 拙稿「ニューヨーク市及びトロント市の都市内分権と地域行政」公益財団法人日本都市センター編『欧米諸国にみる大都市制度』2013年、41頁。

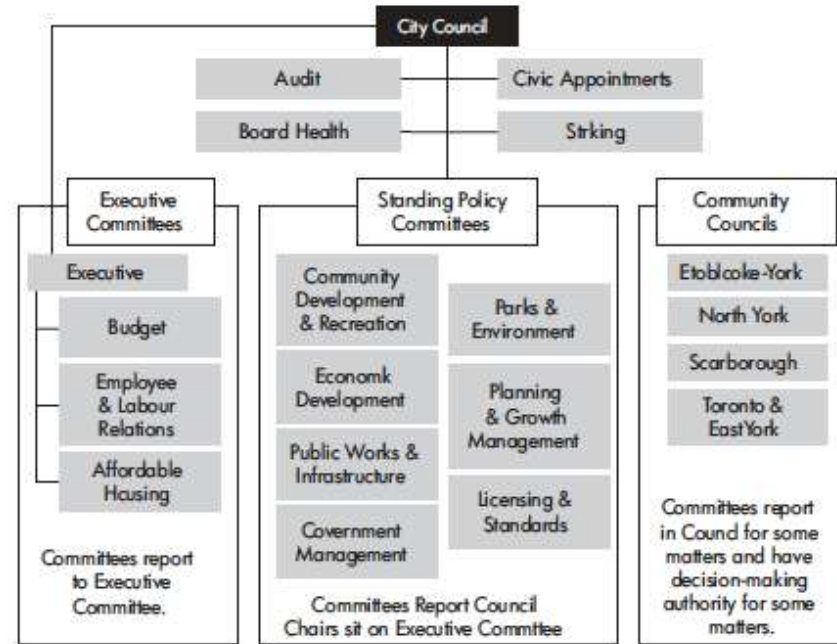


図3 トロント市議会・委員会の組織
(注) トロント市ホームページによる。

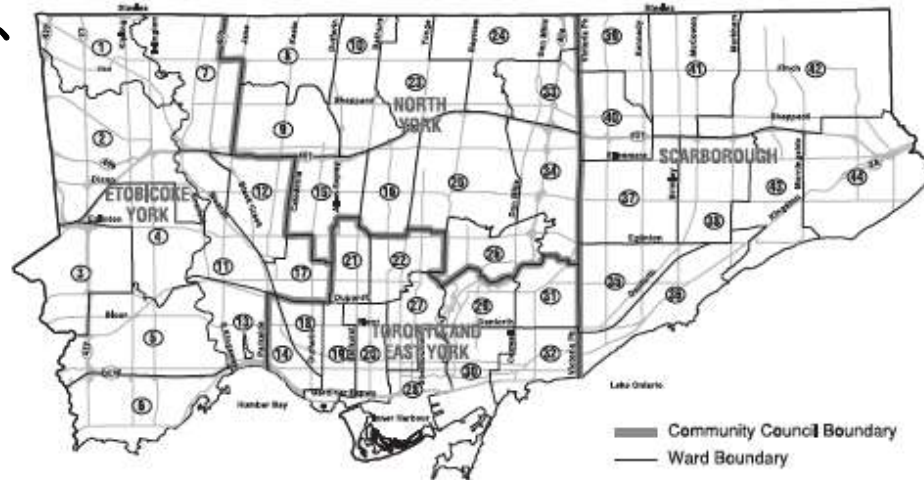


図4 コミュニティ議会の区域と選挙区 ward

(注) トロント市提供資料。

不可欠な広域連携の視点

横浜市・特別自治市構想の検討から進められた広域連携
⇒総務省「新たな広域連携促進事業」選定（2019年）

横浜市		(3)三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担に向けた取組
連携団体	ア 事業の実施主体:横浜市 イ 事業の連携主体:川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市	
(1)取組の背景、経緯	○8市間による水平的対等な連携に関する協議の場として、2011年度に8市連携市長会議を開催して以降、事務レベルで連携に向けた協議を行い、複数都市間での連携や地域レベルでの連携などを進めてきた。 ○2018年7月には再度8市連携市長会議を開催し、2040年頃の課題を見据え、8市の持続可能な成長発展に向けて更に連携を進めること等、今後の8市連携による取組について確認した。 ○2019年1月には8市連携部局長級会議を初めて開催し、8市連携市長会議の規約等を定めるとともに、観光施策の取組や好事例の情報共有、広域連携に係る基礎調査の実施等、当面の取組について合意した。	
(2)取組の内容	8市の長期的見通し及び課題解決に向けた連携施策を検討するため、現状や将来推計についての基礎調査等を実施した。その結果も踏まえ、「行政サービスの維持・向上」を実現するための取組の方向性を考察するとともに、8市連携の今後の進め方について協議した。 ①8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査 ・8市の現状、及び将来(概ね2040年頃までを想定)にわたり行政サービスの維持・向上を図っていくうえでの課題等について、統計資料や各市から提供された情報の収集・分析。 ・人口構造の変化等に伴って生じる、将来の行政サービスのあり方に影響を及ぼす要素について、国の資料や各種報告書等に基づき整理。 【主な調査項目】 人口・世帯、人口増減、交通・人の移動状況、地形及び土地利用、経済・産業、行政サービスの状況(公共施設を含む)、将来の人口等 ②職員向け勉強会の開催 総務省自治行政局市町村課から講師をお招きし、各市の企画担当の部局長級職員を対象に、「広域連携の現状及び2040年頃を見据えた課題について」をテーマに勉強会を開催。 ③連携に係る好事例の共有 主に自治体間の連携や連携につながる施策(好事例)について8市間で相互に情報発信・共有。 ④8市間の協議の場(市長会議・部局長級会議・課長会議) 各市の現状・課題や取組事例等に関する情報共有、今後の取組の方向性等の検討を行うため、各種会議を開催。 (基本方針・取組状況確認及び対外発信の場である市長会議は、2019年度開催せず)	
(3)取組の特徴・課題	①8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査 【特徴】8市の現状及び今後生じる行政サービスの変化等を分析することで、「8市の特徴」と「8市連携の意義」を整理し、連携によって目指す方向性を3つにまとめた。 将来の脅威に対する備え 将来の機会を捉えるための備え 各市の保有する資源の有効活用・相互補完 行政機関の業務改善・効率化 交通機関整備 図書館等、公共施設の相互利用 高齢者支援・外国人支援 企業誘致 子育て支援等、福祉サービスの相互利用 健康寿命延伸 観光振興 災害対応 【課題】統計データ等の収集・分析の過程で、各市のデータ様式や記載項目が異なる場合があった。書式等の統一により収集・分析作業の効率化が図られる。 ②職員向け勉強会の開催 【特徴】広域連携に係る課題認識についてトップレベルで共有する機会とした。 【課題】2040年頃に中核を担う職員への意識醸成も必要。 ③連携に係る好事例の共有 【特徴】各市が開催する各種研修等のうち8市職員が参加可能なものを共有。 ④8市間の協議の場(市長会議・部局長級会議・課長会議) 【特徴】8市間における各種取組の進捗確認、各市の先進的な取組・効果の共有、新たな連携施策に向けた協議を課長級、部局長級で定期的に開催。また、会議の開催場所を固定せず、視察を組むなどお互いのまちを知る機会としても活用。	
(4)今後の展開	○短期的には好事例の情報共有を更に推進するとともに、長期的には基礎調査報告書に基づき、具体的な連携施策や中長期的な協力関係について継続的に検討・協議することとした。 ○好事例について情報共有する主な項目は「2040年頃における課題に関すること」「文化プログラム等、文化芸術に関すること」「公民連携に関すること」「自治体間ベンチマーキング等、行政改革に関すること」等とした。 ○具体的な連携施策や中長期的な協力関係の検討・協議のため、2040年頃には各市の中核を担う若手職員等による勉強会の開催や連携施策の検討テーマの意思決定及び対外発信の場としてあらためて市長会議を開催することとし、開催に向けた具体的な協議を始めることとした。	



(出典) 総務省資料による

(補論) 「遠隔型」連携という選択

近隣の自治体間連携（広域連携）だけではない、遠隔型自治体間連携を視野に入れた取組み
 (例) 特別区長会による全国特別連携プロジェクト

◆ 東京23区の自治体連携の状況

東京23区における自治体連携の状況を3区分で集計すると、連携自治体数は増加を続け、2021年度は2015年度に比べ約1.6倍となっています。

連携自治体数の推移



特別区長会との広域連携協定締結団体

団体名 (協定締結年月日)	構成自治体数
北海道町村会 (平成28年4月26日)	144
京都府市長会 (平成28年4月26日)	26
京都府町村会 (平成28年4月26日)	
青森県市長会 (平成28年6月25日)	40
青森県町村会 (平成28年6月25日)	
千葉県町村会 (平成29年1月19日)	17
広島県町村会 (平成29年1月27日)	9
奈良県町村会 (平成30年2月21日)	27
群馬県町村会 (平成30年4月16日)	
群馬県市長会 (平成30年4月16日)	35
埼玉県町村会 (平成30年5月1日)	23
千葉県市長会 (令和元年10月26日)	37
山梨県町村会 (令和元年10月26日)	14
合計	372

地域別の交流

- ・ 釧路地域 ↔ 荒川区
- ・ 上川地域 ↔ 杉並区
- ・ 石狩地域 ↔ 中野区
- ・ 檜山地域 ↔ 大田区
- ・ 渡島地域 ↔ 江戸川区
- ・ 胆振地域 ↔ 世田谷区
- ・ オホーツク地域 ↔ 江東区
- ・ 宗谷地域 ↔ 港区
- ・ 日高地域 ↔ 文京区
- ・ 十勝地域 ↔ 台東区



◀ 各地の市長会、町村会と特別区長会との連携協定の締結を進めます。

(出典) 特別区長会資料による

「大都市の風格」としての遠隔連携

(例) 特別区長会による全国特別連携プロジェクト

Tokyo
23 City
All Nippon
Collaboration
Project

東京23区
全国
連携
All Nippon
Collaboration
Project

東京23区が全国各地と
連携して進める日本の元気づくり

特別区全国連携 プロジェクト

特別区(東京23区)と全国各地域がともに
発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、
産業・観光・文化・スポーツなど様々な分野で、
経済の活性化、まちの元気づけのための
連携・交流事業を行う取組みとして、平成26
年(2014)9月に特別区長会が立ち上げたプロ
ジェクトです。

※特別区長会とは、東京23区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と
特別区の自治の進捗に資するため、昭和22年5月1日に設立された特
別区23区長が組織する任意団体です。
※事業実施にあたっては、特別区長会と公益財団法人 特別区協議会が連
携して取り組んでいます。

全国の自治体との 連携の輪が広がっています!

特別区長会との協定締結
自治体・団体数

372 自治体 / **13** 団体

各区(23区)の
交流自治体数

832

京都府市長会
京都府町村会
奈良県町村会
広島県町村会

北海道町村会
青森県市長会
青森県町村会
群馬県市長会
群馬県町村会
埼玉県町村会
千葉県市長会
千葉県町村会
山梨県町村会

会員専用ホームページ
登録自治体数 **269**

令和4年(2022)3月1日現在 ※23区等を除く

東京23区と連携・
交流している
総自治体数 **1,096**

※特別区長会調べ

特別区全国連携プロジェクト ホームページ

最新情報や
イベント情報など
随時更新!

パソコン・スマートフォン・
タブレットからご覧いただけます。

全国連携

検索

http://collabo.tokyo-23city.or.jp/

全国自治体の皆様へ

会員登録のご案内

※ホームページの登録・更新は無料です。
特別区全国連携プロジェクトホームページは、全国自治体の皆様を対象に、会員
専用のホームページを用意しております。会員登録をさせていただきますと、表示
機能を持った東京23区との連携事業に関する情報交換や、本ホームページ上での
異時異所でのPRが可能になります。

お問い合わせ

※特別区全国連携プロジェクトに
ついて

03-5210-9747

※会員専用ホームページ、会員登録、
公式Twitterについて

03-5210-9067

※特別区全国連携プロジェクトに
ついて

03-5210-9747

※会員専用ホームページ、会員登録、
公式Twitterについて

03-5210-9067

公式Twitter 配信中です

よろしければフォローお願いします!

全国連携プロジェクト
@Zenoku_Renkei

プロジェクトのイベント情報を
発信するほか、連携している
市町村のイベント情報なども
発信しています。

発行・編集 特別区長会・公益財団法人特別区協議会 所在地 〒103-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 発行 令和4年(2022)3月

(出典) 特別区長会資料による

世田谷区・川場村の縁組協定①

世田谷区・川場村縁組協定40周年

**世田谷区・川場村
縁組協定40周年**



区では、昭和56年に群馬県川場村と縁組協定を結び、都市と農山村との交流を通じて、区民の「第二のふるさと」づくりを進めています。

これまで、「区民健康村」(宿泊のできる交流拠点)を設け、多くの区民の方に里山を体験してもらうことで、区民の憩いや学びの機会をつくり、環境保全に力を注いできました。これからも、区民と村民が手を取り合い、より一層の協力を重ねていきます。

※新型コロナウイルス感染症への対策に留意しつつ、交流を続けていきます。

問合せ先:区民健康村・ふるさと交流課 電話番号:03-6304-3594 ファクシミリ番号:03-6304-3714

区と村の交流

友好の森



区民と村民が協働して、植林や間伐・枝打ち、森林の保全・育成活動を行っています。

(出典) 世田谷区資料による

姉妹都市とは異なる「赤い糸」に導かれた縁組協定

- 首長同士の勢いに乗った「できちゃった婚」ではない、周到な手続きを踏んだ「縁組」
- 世田谷区の「ふるさと村」構想（1970年過疎法）、川場村の「農業プラス観光」の独自路線（1971年過疎地域指定）が合致
- 1981年11月縁組協定（＝区民健康村相互協力に関する協定）

世田谷区・川場村の縁組協定②

健康村里山自然学校



区と村の子どもが里山の自然や農林業に触れてその大切さを学びながら、ともに過ごします。また、大人も参加できる森林の手入れや野菜づくりコースなどもあります。

豊かな自然とグルメ

道の駅「田圃プラザ」



田圃プラザは道の駅の全国モデルに認定されています。川場産の野菜やチーズなどをたっぷり使ったピザが自慢です。

協働の「緑の糸」が結ぶ人財とエネルギー

- 世田谷区には専任の区民健康村・ふるさと交流課設置
- 2つの活動拠点施設を通じた小学校児童、区民・町民の交流
- 協定10周年には「友好の森事業に関する相互協力協定」で里山塾
- 区民向け木質バイオマス発電電気の供給：「川場村における自然エネルギー活用による発電事業に関する連携・協力協定」（2016年）

（出典）世田谷区資料による


縁組協定から新たな展開へ①

- 自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の開催
- 令和3年度もオンライン開催

世田谷区

自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の経緯

自然エネルギーの活用拡大をめざし、自然エネルギーの活用に取り組む交流自治体との情報交換や意見交換などを実施。



これまでの開催状況

第1回	平成27年度	世田谷区	二子玉川
第2回	平成28年度	世田谷区	下北沢
第3回	平成29年度	世田谷区	成城
第4回	平成30年度	世田谷区	三軒茶屋
第5回	令和元年度	世田谷区	下北沢
第6回	令和2年度	オンライン開催	


令和2年度（9月4日開催）参加自治体

・福島県	・長野県	
・青森県弘前市	・新潟県十日町市	（視聴自治体）
・群馬県川場村	・環境省	43自治体（うち都内13）

1

世田谷区

公共施設への再エネ100%電力の導入



区役所第1・2・3庁舎（平成31年4月～）

電力供給状況

導入容量：約220万kWh
電力構成：水力発電、バイオマス発電

低圧90施設（令和3年4月時点）

出張所・まちづくりセンター、地区会館、集会所等

電力供給状況

導入容量：約180万kWh
電力構成：太陽光発電

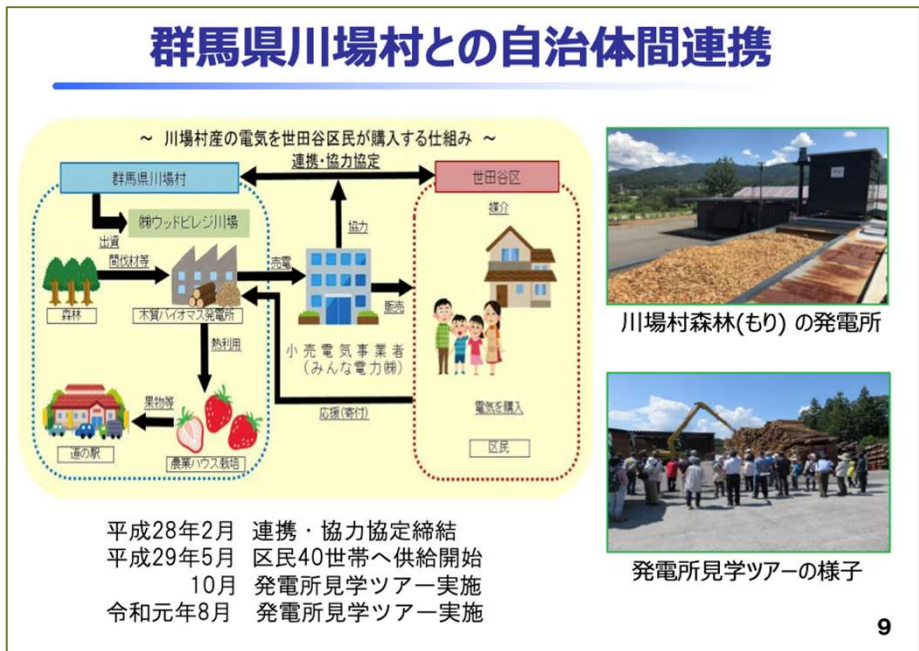
導入効果

年間CO2排出削減量 約2,000 t-CO₂
・スギの木で換算すると約227,000本のCO₂吸収量に相当（スギの木1本が1年間に吸収するCO₂の量を8.8kgと推定）

6

（出典）世田谷区資料による

縁組協定から新たな展開へ②



(出典) 世田谷区資料による

縁組協定から新たな展開へ③

世田谷区

長野県との自治体間連携

長野県企業局



高遠さくら発電所 (伊那市) 水芭蕉発電所 (長野市)

信州産電力として売電

→

小売電気事業者

←

電気料金

←

モノや文化の新たな交流

世田谷区立保育園



長野県職員と区立保育園との交流

平成29年4月 区立保育園41園へ供給開始
 平成31年4月 区立保育園40園、児童館6館、区立幼稚園8園へ供給
 令和2年4月 区立保育園38園、児童館6館、区立幼稚園8園へ供給
 令和3年4月 区立保育園37園、児童館7館、区立幼稚園8園へ供給

10

世田谷区

自然エネルギーを通じた地域の交流

電力による連携を契機とし、住民同士の交流の活性化も期待されています。

※電気の産地を訪れるツアーは、対象者を電気購入者以外の区民の方にも広げています。

長野県職員と区立保育園との交流



川場村 購入者向けツアーの実施 (平成29年度)



弘前市 購入者向けツアーの実施 (平成30年度)



今後も、自治体間連携による再生可能エネルギーの普及に向けた更なる取組みを進めてまいります。

16

(出典) 世田谷区資料による

まとめ

- 大都市の特性に応じた多様な大都市制度が必要
- ステークホルダーである「市民」とは誰かという視点（法制化の際、重要）
- 制度設計にあたって必要な重層的・複合的な視点
 - 都市内分権（議会分権を含む）と市民自治
 - 広域連携（遠隔連携を含む）と市民・事業者等との連携・交流促進
 - 分散型国土における拠点的地域圏（シティ・リージョン）の形成